

物価高騰対応重点支援給付金 のご案内

物価高騰対応重点支援給付金は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**
+こども1人あたり **2万円**

給付金の支給時期

裏面①の方は、原則手続き不要です
→ **3月28日**支払予定
裏面②～④の方は、町が確認書(又は申請書)
を受理した日から **2～3週間後**が目安です
→ **4月4日以降**順次支払予定

支給対象と申請の要否

支給対象となる世帯

世帯全員が令和6年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和6年12月14日以降に
生まれたこどもがいる世帯

①令和6年度住民税均等割が非課税の世帯で、
過去に給付金を受給した世帯またはマイナン
バーカードに紐付けした公金受取口座の登録
がある世帯
→支給日を記載した支給のお知らせを送付し
ます。(原則手続き不要)

※振込先を変更する場合や受給を辞退する場
合は、要返送。

②上記以外の令和6年度住民税均等割非課税の
世帯
→確認書を送付します。(要返送)

③菊陽町からの給付金を受給したことがなく、
今回対象となると見込まれる世帯
→申請書を送付します。(要返送)

詳しくは裏面「①～③」へ

申請が必要です

申請期間：令和7年3月3日(月)
～令和7年6月30日(月)
※当日消印有効



【申請書配布先】菊陽町役場 福祉課
※菊陽町ホームページからもダウンロードでき
ます。(下のQRコードまたはURLからアクセ
スしてください。)

菊陽町ホームページ：
<https://www.town.kikyo.lg.jp/kiji0034642/index.html>



詳しくは裏面「④」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度 住民税均等割非課税世帯 の皆さまへ

①過去に菊陽町から給付金を受給したか、公金受取口座の登録がある方

- 過去に菊陽町から給付金を受給された世帯は同じ口座へ、公金受取口座の登録がある世帯は登録口座へ振り込むため、給付金（3万円+こども加算）の振込日に関するお知らせが届きます。**原則手続き不要**です。

口座変更や、受給を拒否する場合は**3月14日(金)まで(必着)**に同封の届出書またはオンラインで手続きしてください。

②上記以外の方

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**を同封しています。
- 中身を確認して、菊陽町役場福祉課窓口にて、直接または郵送、オンラインで**必ずご提出**ください。

【確認事項】 支給資格の確認や振込口座の提出など



③過去に菊陽町からの給付金の受給がない方 (令和6年1月2日以降に他の市町村から転入された方)

- **申請書**に必要事項を記入して、添付書類と一緒に菊陽町役場福祉課窓口にて、直接または郵送で**ご提出**ください。



④令和6年12月14日以降に生まれた子がいる場合

- 新生児の分も給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに菊陽町役場福祉課窓口にて、直接または郵送で**ご提出**ください。

②～④に該当する場合は、**書類の提出などが必要**です。

6月30日(月)までに手続きしてください。(郵便の場合は当日消印有効)



物価高騰重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

菊陽町役場福祉課 「物価高騰対応重点支援給付金」窓口

☎ **096-232-4913** 受付時間 平日9:00～17:00